

令和3年

8月農業委員会総会議事録

■日 時	2021年（令和3年）8月12日（木）14：30～15：00	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティーセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者	<p>[農業委員] 計（10名）</p> <p>（敬称略） 1 若林 主治 2 3 4 西辻 達佳 5 田口 榮男</p> <p>（議席順） 6 藤原 松男 7 前田 敏行 8 9 福本 敏行 10 飯阪 保</p> <p>11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人</p> <p>[欠席委員] 計（3名）</p> <p>2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 8 岡田 如弘</p> <p>[事務局] 計（4名）</p> <p>中塚 好一 富永 利幸 丸鳩 清乃 麓 信也</p>	
■提出資料	議案書	
■議案	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について</p> <p>報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について</p> <p>報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について</p>	

■議事内容

事務局	<p>お忙しいところありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和3年8月の委員会総会を進めさせていただきます。</p> <p>開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶）</p> <p>では、早速ですがただいまから令和3年8月の農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は10名でございます。</p> <p>欠席の旨、連絡のありました委員は、2番、橋本委員、3番、辻野委員、8番、岡田委員。</p> <p>したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、本委員会総会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人は、6番、藤原松男副会長、7番、前田敏行委員の御両名をお願いいたします。</p> <p>（両委員の承諾あり）</p> <p>議案書1ページをお願いいたします。</p> <p>8月委員会議事日程、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第2号とな</p>

っておりますので、よろしくお願いいたします。

議案書 2 ページをお願いいたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請承認について、農地所有権移転 3 件に関する申請を別表のとおり定めるものとします。

議案書 3 ページをお願いいたします。

議案第 1 号、番号 1、仏並町の物件について、事務局、説明願います。

事務局。

事務局の丸鳩でございます。

議案書 3 ページ、1 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は仏並町で、地目は田 3 筆面積は合わせて 901 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約 1 km、車で 5 分の距離に位置しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は 360 日で、3 年 3 耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、周辺地域に迷惑をかけないよう営農しますとのことです。

続きまして、地区担当の式森委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ野菜栽培されており、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲渡人は譲渡することに同意されており、譲受人は申請地で作物を栽培する予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第 1 号、番号 1 については許可することに決定します。

次、議案第 1 号、番号 2、久井町の物件について、事務局、説明願います。

事務局 議案書 3 ページ、2 番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は久井町で、地目は田 1 筆、面積は 993 m²、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所と隣接しております。

譲受人は、耕運機等を保有しており、農業従事日数は365日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、所有権移転後も農地として使用し、周辺農地への影響はありませんとのことでした。

続きまして、地区担当の山本推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところサツマイモの栽培と保全管理されており、譲渡人・譲受人に電話にて意思確認いたしました。譲受人は、申請地で作物を栽培をする予定です。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第1号、番号2については許可することに決定します。

議案第1号、番号3、池田下町の物件について、事務局、説明願います。

事務局

議案書3ページ、3番について説明させていただきます。

許可を受けようとする土地の所在は池田下町で、地目は田2筆、面積は合わせて2,147㎡、譲渡人、譲受人、経営面積、年齢、人員、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹・野菜栽培、保全管理されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

申請地の立地は、譲受人の拠点となる場所から約5.2km、車で13分の距離に位置しております。

譲受人は、トラクター等を保有しており、農業従事日数は150日で、3年3耕作を行う旨の誓約書が添付されております。

また、周辺地域との関係については、農薬の使用について周辺農地に支障のないよう使用しますとのことでした。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

現地を確認したところ一部サツマイモを栽培しており、ほかの部分は雑草の草刈りなどにより管理されているようである。譲渡人・譲受人に電話にて意思確認したところ、譲受人は所有権移転後に作物栽培をするとのこと、申請どおり問題ありません

との報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号3については許可することを決定します。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いします。

議案第2号、番号1、鍛冶屋町の物件について事務局から説明願います。

事務局

事務局の麓でございます。

議案書5ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は鍛冶屋町で、地目は田1筆、面積は207㎡、転用目的、申請人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、申請人は、母親が高齢で農業を継続できないため帰省し、家業である農業を承継するため申請地を一般住宅に転用するものです。

続きまして、地区担当の坂口推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在耕作されておらず、遊休農地である。申請地を転用することによる周辺農地及び水路などへの影響はない。申請者に電話にて確認したところ、申請内容に間違いはなく、許可後、速やかに農地を転用し、地目の変更登記を行うとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第2号、番号1については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いた

します。

議案書 6 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの所有権の移転 1 件、賃貸借権の設定 1 件、使用貸借権の設定 1 件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。

議案第 3 号、番号 1、福瀬町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書 7 ページ、1 番について説明させていただきます。

物件の所在地は福瀬町で、地目は畑 1 筆、面積は 67㎡、転用目的、譲渡人、譲受人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が 10ha 未満の農地であるため、2 種農地と判断します。

転用目的は倉庫で、譲受人は中古自転車の輸出業務を営む法人であり、現在の敷地だけでは手狭になったため、隣接する宅地と一体で倉庫を建設するに当たり申請地を転用するものです。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は、現在、隣の店舗の解体工事中のため、車や重機置場として一時使用中と思われる。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと思われる。譲受人・譲渡人に確認したところ、転用目的は申請内容に間違いなく、許可後、速やかに転用し、地目を変更するとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第 3 号、番号 1 については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

次、議案第 3 号、番号 2、尾井町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書 7 ページ、2 番について説明させていただきます。

物件の所在地は尾井町で、地目は畑 1 筆、面積は 680㎡、転用目的、貸人、借人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、市街地化の傾向が著しい区域に近接する農地の区域で、その規模が10ha未満の農地であるため、2種農地と判断します。

転用目的は露天資材置場で、借人は一般建設業を営む法人であり、現在の資材置場が手狭になり、事業拡大により資材も増大する予定であるため、賃貸借権を設定の上、露天資材置場に転用するものでございます。

続きまして、地区担当の田中推進委員から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在雑草地のところに建設重機があり、その近辺は廃材置場になっております。申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと認められる。譲受人に確認したところ、申請内容どおりに間違いなく、許可後、速やかに地目を変更するとのことです。譲渡人に確認したところ、去年の秋に父が他界し、今後の利用を考えたところ、耕作することはできないと判断していた。譲受人から今回の申請の内容のお話があり、近隣や水利に転用の同意をいただいたことから賃貸借により貸すことになりましたとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件について、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

異議なしということで、議案第3号、番号2については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

続きまして、議案第3号、番号3、池田下町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書7ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は池田下町で、地目は田3筆、面積は合わせて385㎡、転用目的、貸人、借人、施設物、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

また、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

農地転用の許可要件に規定されております立地基準につきましては、農用地以外の農地で集団的に存在する農地であり、1種農地と判断します。

転用目的は露天駐車場で、借人は、放課後デイサービスなどを営む特定非営利法人であり、交通安全対策を第一に児童の送迎時の安全確保と周辺の農耕作業車及び通過交通に対しての影響を最小限にするため、使用賃貸借権を設定の上、露天駐車場として

転用するものです。

続きまして、地区担当の藤原副会長から受けました調査結果を報告いたします。

申請地は現在借人が運営する施設に隣接しており、従前より施設の駐車場として借地しており、許可後も駐車場として利用するとのことで、申請地を転用することにより周辺農地及び水路などへの影響はないと思われる。借人・貸人に電話で確認したところ、申請どおりで間違いはないとのことであり、許可やむを得ないと認めますとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議案第3号、番号3については許可やむを得ないということで、大阪府に報告いたします。

続きまして、議案書8ページをお願いいたします。

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画3件を別表のとおり定めるものといたします。

議案第4号、番号1、仏並町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書9ページ、1番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑1筆、面積は969㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、イチゴの苗を育成中で、貸手・借手に意思確認をいたしました。借手は真面目に農業を営んでいます。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号、番号1については決定することにいたします。

議案第4号、番号2、小野田町の物件について事務局から説明願います。

事務局

議案書9ページ、2番について説明させていただきます。

物件の所在地は小野田町で、地目は田1筆、面積は624㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の岡田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

現地確認を行い、数種の野菜を栽培されており、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は申請地で野菜を栽培する予定であります。申請どおり問題ありませんとの報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第4号、番号2については決定することといたします。

次に、議案第4号、番号3、仏並町の物件について事務局から説明願います。

事務局。

事務局

議案書9ページ、3番について説明させていただきます。

物件の所在地は仏並町で、地目は畑5筆、面積は合計12,791㎡でございます。

貸手、借手、設定する利用権、借手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては議案書記載のとおりでございます。

申請地は果樹栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登録がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果を報告いたします。

現地確認を行い、貸手・借手に意思確認いたしました。貸手は申請地を貸すことに同意されており、借手は立派な農業に取り組んでいます。申請どおり問題ありませんと報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

友田会長	<p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく お願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件について、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>議案第4号、番号3については決定することといたします。</p> <p>次に、報告案件に移ります。</p> <p>議案書10ページ、報告第1号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認 について、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第70条の6第1項の規定 の適用を受けた特例農地の利用状況1件について、別表のとおり確認するものといた します。</p> <p>11ページを御参照ください。</p> <p>次に、議案書12ページ、報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届 出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用2件を、専決により受理したの で報告いたします。</p> <p>13ページを御参照ください。</p> <p>以上、本日の審議は全て終了いたしました。</p> <p>次に、報告案件・その他の案件について事務局から報告願います。</p> <p>事務局。</p>
事務局	<p>その他案件につきまして、御報告させていただきます。</p> <p>この8月23日からの農地パトロールにつきましては、先日、議案書と同封させて いただきましたとおりの予定で行う予定なので、よろしく御協力お願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
友田会長	<p>事務局の報告は終わりました。</p> <p>その他何か御質問がありましたらお受けいたしたいと思えます。何か御質問ござい ませんか。</p> <p>それでは、本日は委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございました。</p> <p>また、先ほど、農地パトロールのほうを暑い中ですがよろしくお願いいたし ます。</p> <p>それでは、これで8月委員会総会を終了いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>

閉会時間 15時00分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

友田会長

藤原副会長

前田委員